

鳥取縣公報

縣令

號 外 水 照 日
昭和六年二月四日

◇鳥取縣令第四號

失業救濟農山漁村臨時對策低利資金貸付規程左ノ通定ム

昭和六年二月四日

鳥取縣知事 神 田 純 一

失業救濟農山漁村臨時對策低利資金貸付規程

第一條 失業救濟並産業振興ヲ圖ル爲本規程ニ依リ町村ニ資金ヲ貸付ス但シ特別ノ事由アル場合

ニ於テハ町村以外ノ事業團體ニ之ヲ貸付スルコトアルベシ

第二條 資金ハ左ノ事業資金トシテ之ヲ貸付ス

一、耕地擴張改良事業

01007

小 開 墾

水 害 復 舊

小設備ノ改良新設

暗渠排水小用排水改良事業

二、山林開發事業

林產物ノ運搬施設竝貯木場ノ建設

木炭倉庫ノ建設

三、蠶桑改良事業

荒廢桑園改植

四、水産諸施設

船溜船揚場ノ修築其ノ他漁業共同施設

五、畜産諸施設

牧 野 整 備

畜産共同施設

六、副業及農業共同諸施設

01008

輸出向副業施設

内地向副業施設

農業共同施設

第三條 資金ノ償還期限ハ左ノ區分ニ依リ各元利均等償還トシ每期ノ償還金ハ八月十五日及二月十五日迄ニ償還スベシ但シ特別ノ事情アルトキハ知事ノ認許ヲ經テ繰上償還シ又ハ償還期限ヲ短縮スルコトヲ得

据置期間中ノ利息ハ前項期限ニ依リ之ヲ支拂フベシ

償還滿了期間ハ昭和五年四月一日ヨリ起算スルモノトス

一、耕地擴張改良事業資金

小開墾二十九箇年以内(五箇年以内ノ据置期間ヲ含ム)

水害復舊二十箇年以内(五箇年以内ノ据置期間ヲ含ム)

小設備ノ改良新設十八箇年以内(三箇年据置期間ヲ含ム)

暗渠排水十八箇年以内(三箇年以内ノ据置期間ヲ含ム)

小用排水改良事業十八箇年以内(三箇年以内ノ据置期間ヲ含ム)

二、山林開發事業資金

林産物ノ運搬施設並貯木場ノ建設二十五箇年以内(五箇年以内ノ据置期間ヲ含ム)
木炭倉庫ノ建設十三箇年以内(三箇年以内ノ据置期間ヲ含ム)

三、蠶桑改良事業資金

荒廢桑園改植七箇年以内(二箇年以内ノ据置期間ヲ含ム)

四、水産諸施設資金

船溜船揚場ノ修築其ノ他漁業共同施設十二箇年以内(二箇年以内ノ据置期間ヲ含ム)

五、畜産諸施設資金

牧野備整十一箇年以内(二箇年以内ノ据置期間ヲ含ム)

畜産共同施設七箇年以内(二箇年以内ノ据置期間ヲ含ム)

但シ家畜購入資金ハ五箇年以内(二箇年以内ノ据置期間ヲ含ム)

六、副業及農業共同施設資金

輸出向副業施設共同設備及機械十二箇年以内(二箇年以内ノ据置期間ヲ含ム)

其ノ他 七箇年以内(二箇年以内ノ据置期間ヲ含ム)

内地向副業施設共同設備及機械十二箇年以内(二箇年以内ノ据置期間ヲ含ム)

其ノ他 七箇年以内(二箇年以内ノ据置期間ヲ含ム)

農業共同施設十二箇年以内(二箇年以内ノ据置期間ヲ含ム)

第四條 本資金ノ貸付利率ハ年四分二厘トス

利息ノ計算方法ハ現金貸付ノ翌日ヨリ償還當日迄トシ一期ニ滿タザルトキハ日割計算ニ依ルモノトス

第五條 資金ノ貸付ヲ受ケムトスル者ハ様式第一號借入申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ昭和六年二月

二十八日迄ニ知事ニ提出スベシ

一、事業計劃書

二、事業ニ關スル收支豫算

三、償還方法(町村ニ在リテハ財政計劃ヲ含ム)

四、町村ニ在リテハ起債ニ關スル決議書謄本其ノ他ノ團體ニ在リテハ借入決議書謄本

五、轉貸ノ場合ニ在リテハ事業主体ノ資金借入申込書寫及貸付規程

前項第五號貸付規程ハ別ニ定ムル準則ニ依リ之ヲ設定スベシ

第六條 貸付通知ヲ受ケタル者ハ様式第二號ノ借用證書ヲ差出シ資金ノ貸付ヲ受クベシ

本資金ノ貸付ハ昭和六年七月末日ヲ以テ之ヲ打切ルモノトス

第七條 町村ハ前二條ニ依リ得タル資金ヲ自己ノ事業資金ニ充當シ又ハ其ノ町村内産業團體若

01011

八個人ノ事業資金トシテ借受後三十日以内ニ轉貸スルコトヲ要ス
第八條 町村ハ資金轉貸ノ場合ニ於テ利鞘手數料等ヲ徴スルコトヲ得ズ

第九條 町村以外ノ事業團體ニ本資金ヲ貸付スル場合ニ於テハ擔保ヲ徴スルモノトス但シ特別ノ事由アルトキハ其ノ團體役員全部ノ個人連帶保證ヲ以テ之ニ代ラシムルコトアルベシ
知事ニ於テ必要アリト認ムル場合ニ於テハ前項ノ擔保又ハ保證人ノ増加若ハ變更ヲ命スルコトアルベシ

第十條 資金借入ノ申請ヲ爲シタル者其ノ事業ノ内容ヲ變更セムトスルトキハ事由ヲ具シ資金借受前ニ在リテハ直ニ之ヲ届出テ借入後ニ在リテハ知事ノ承認ヲ受クベシ

第十一條 町村カ資金ノ轉貸ヲ爲シタルトキハ様式第三號ニ依リ事業別ニ毎月之ヲ取絡メ翌月十日限知事及知事ヲ經由シテ農林、大藏兩大臣ニ報告スベシ

第十二條 資金ノ貸付ヲ受ケタル者ハ事業完了後直ニ事業成績書及精算書ヲ知事ニ提出スベシ
精算ノ結果貸付金額ニ剩餘ヲ生ジタルトキハ直ニ之ヲ返還スベシ

第十三條 町村カ資金ヲ轉貸シタル場合借受者ヨリ繰上償還ヲ受ケ又ハ貸付期間内ニ貸付金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシメタルトキハ直ニ縣ニ償還スベシ

第十四條 資金ノ貸付ヲ受ケタル者ハ様式第四號ニ依ル臺帳ヲ備ヘ置キ其ノ狀況ヲ明ニスベシ

01012

第十五條 資金ノ貸付ヲ受ケタル者其ノ償還ヲ怠リタルトキハ償還金百圓ニ付一日四錢ノ罰金以テ延滞利息ヲ徴收ス

第十六條 資金ノ貸付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ貸付期間内ト雖貸付金ノ全部又ハ一部ヲ即時返還セシムルコトアルベシ

- 一、資金借入ノ目的ニ反シ之ヲ使用シタルトキ
- 二、事業施行方法不適當ト認メタルトキ
- 三、資金ノ轉貸遅延シタルトキ
- 四、事業ノ施行遅延シタルトキ
- 五、資金ノ回收困難ト認メタルトキ
- 六、其ノ他本令ニ違反シタルトキ

附

則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號

失業救済農山漁村臨時對策低利資金借入申請書

- 一、借入金額
- 二、用途
- 三、借入期間
- 四、償還方法
- 五、償還財源
- 六、擔保方法

右昭和六年鳥取縣令第四號失業救濟農山漁村臨時對策低利資金貸付規程ニ依リ御貸付相成度規程第五條ノ書類相添へ此段及申請候也

年 月 日

町 村 長 (何々組合長)

知 事 宛

備 考

樣式第二號

一事業毎ニ各別ニ申請スルコト

借 用 證 書

- 一、金 圓也
- 二、利 率
- 三、資 金ノ用途
- 四、借 入 期 間
- 五、償 還 方 法
- 六、償 還 財 源
- 七、擔保方法又ハ擔保物ノ表示

右昭和六年鳥取縣令第四號失業救濟農山漁村臨時對策低利資金貸付規程ニ依リ資金御貸付相成

正ニ借用仕候ニ就テハ別紙償還年次表ニ依リ償還可仕尙右規程竝之ニ基キ發セラレ、命令ハ堅ク遵守可致候條借用證差入候也

年 月 日

町 村 長(何々組合長)

知 事 宛

備 考

一事業毎ニ各別ニ提出スルコト

添 附 別 紙

借 入 金 償 還 年 次 表

償 還 年 月 日 元 金 在 高 償 還 元 金 利 子 元 利 合 計

計

様式第三號

年 月 日

町 村 長

知 事 宛

失業救済農山漁村臨時對策低利資金貸付狀況報告

用 途	貸付金額	貸付年月日	償還期限	擔保ノ方法	住	借	受	人
					所	氏		

備考 一事業毎ニ別紙ニ記載提出ノコト

様式第四號

一、借用證番號

債務者 住所 氏 名

- 二、貸付金額
- 三、貸付利率
- 四、貸付年月日
- 五、貸付期間
- 六、完済年月日
- 七、擔保方法又ハ擔保物ノ表示
- 八、償還財源
- 九、償 弁還 表

償還年次 元金 在高 償還金額 利 子 元利合計 償還年月日

計

備考 本臺帳ハ各資金別ニ調製スルコト

訓令

◆鳥取縣訓令甲第一號

町 村 長

町村失業救済農山漁村臨時對策低利資金貸付規程ハ左ノ準則ニ依リ之ヲ設定スベシ

昭和六年二月四日

鳥取縣知事 神 田 純

失業救済農山漁村臨時對策低利資金貸付規程準則

第二條 失業救済並産業ノ振興ヲ圖ル爲本規程ノ定ムル所ニ依リ左ノ事業ヲ施行スル産業團體又

ハ個人ニ資金ヲ貸付ス

一、 耕地擴張改良事業

二、 山林開發事業

三、 蠶桑改良事業

四、 水産諸施設

五、 畜産諸施設

六、 副業及農業共同諸施設

第二條 資金ヲ貸付スベキ産業團體及個人ハ左ニ依ルモノトス

一、 耕地擴張改良事業資金ニ在リテハ一大字内ノ十人以上組織スル組合ニシテ其ノ反別一町以上ノ工事ヲ施行スルモノ

二、 山林開發事業資金ニ在リテハ本町村内ノ十人以上ガ組織スル組合ニシテ事業ヲ施行スルモノ

三、 蠶桑改良事業資金ニ在リテハ一大字内ノ十人以上ガ組織スル組合ニシテ三反以上ニ亘リ

事業ヲ施行スルモノトス

四、 水産諸施設資金ニ在リテハ本町村内ノ十人以上ガ組織スル組合ニシテ施設ヲ爲スモノ

五、 畜産諸施設資金ニ在リテハ一大字内ノ十人以上ガ組織スル組合ニシテ施設ヲ爲スモノ

六、 副業及農業共同諸施設資金ニ在リテハ一大字内ノ十人以上ガ組織スル組合ニシテ施設ヲ爲スモノ

但シ輸出向副業施設資金ニ在リテハ本町村内ノ五十人以上ガ組織スル組合ガ施設ヲ爲ス場合ニ限ル

第三條 資金ハ元利均等償還トシ每期ノ償還金ハ八月一日及二月一日迄ニ償還スベシ

二、 据置期間中ノ利息ハ前項期限ニ依リ支拂フベシ償還満了期間ハ昭和五年四月一日ヨリ起算スルモノトス

第四條 資金ノ貸付ヲ受ケムトスル者ハ様式第一號ニ依ル申込書ニ左ノ書類ヲ添附シ昭和六年

月 日限町村長ニ提出スベシ

一、 事業計劃書

二、 事業ニ關スル收支豫算

三、 償還豫定表

四、 組合規約

第五條 資金貸付決定ノ通知ヲ受ケタル者ハ様式第二號ニ依リ組合ニ在リテハ組合員全部ノ連帶

保證トシ個人ニ在リテハ貸付金額ノ三倍以上ノ資産ヲ有スル者三名以上連帶保證ヲ以テ各借

用證書ヲ差出シ資金ノ貸付ヲ受クベシ

本資金ノ貸付ハ昭和六年七月末日ヲ以テ之ヲ打切ルモノトス

第六條 事業計劃又ハ償還計劃ノ不適當ト認ムルモノニ對シテハ資金ノ貸付ヲ爲サザルコトアルベシ

第七條 資金借入申込後其ノ事業ノ内容ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ借受前ニ在リテハ直ニ之ヲ届出テ借受後ニ在リテハ町村長ノ承認ヲ受クベシ

第八條 資金ノ貸付期間利率及利息ノ計算方法ハ昭和六年鳥取縣令第四號失業救濟農山漁村臨時對策

低利資金貸付規程ニ規定セル所ニ依ル但シ町村長ノ認可ヲ經テ繰上償還シ又ハ償還期限ヲ短縮スルコトヲ得

第九條 資金貸付額團體ニ在リテハ其ノ組合員一人當百圓ヲ超ユルモノ及個人ニ對シテハ擔保ヲ徵スルモノトス

前項貸付金額以內ト雖必要ト認ムルトキハ擔保ヲ徵スルコトアルベシ

第十條 資金ノ貸付ヲ受ケタル者事業ヲ完了シタルトキハ直ニ事業成績書及精算書ヲ町村長ニ提出スベシ

精算ノ結果貸付金額ニ剩餘ヲ生ジタルトキハ直ニ之ヲ返還スベシ

第十一條 資金ノ貸付ヲ受ケタル者其ノ償還ヲ怠リタルトキハ償還金百圓ニ付一日四錢ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ徵收ス

第十二條 資金ノ貸付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ貸付期間内ト雖貸付金ノ全部又ハ一部ヲ即時返還セシムルコトアルベシ

一、資金借入ノ目的ニ反シ使用シタルトキ

二、事業施行方法不適當ト認メタルトキ

三、事業ノ施行遅延シタルトキ

四、資金ノ回收困難ト認メタルトキ

五、其ノ他本規程ニ違反シタルトキ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式 第一號

失業救濟農山漁村臨時對策低利資金借入申込書

01023

- 一、借入金額
- 二、用途
- 三、借入期間
- 四、事業着手竣功豫定年月日
- 五、擔保物表示

右失業救濟農山漁村臨時對策低利資金貸付規程ニ依リ御貸付相成度同規程第四條ノ書類相添へ此段及
 申込候也

年 月 日

何々組合代表者 氏 名

組合員 氏 名

同 同 名 名
同 上

町 村 長 宛

01024

様式第二號

連帶借用證書

- 一、金 圓也
- 二、利 率
- 三、用 途
- 四、借入期間
- 五、擔保物ノ表示

右失業救濟農山漁村臨時對策低利資金貸付規程ニ依リ正ニ借用候ニ就テハ別紙償還年次表ニ依リ償還
 可仕尙同規程及之ニ基キテ發セラルル命令ハ堅ク遵守履行可致爲後日連帶借用證書差出候也

年 月 日

連帶債務者 住 所

町 村 長 宛

何 某
同 上

別 紙

償還年次表

償還年月日 元金在高 償還元金 利子元利合計

計

昭和六年二月四日印刷
昭和六年二月四日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷者 鳥取縣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所